

1 飼主の義務

(1) 習性・性格を理解し、終生正しく飼う

犬を飼うということは、その犬の一生について責任を持つことです。どんな事情があっても飼犬を手放さない覚悟をしてください。

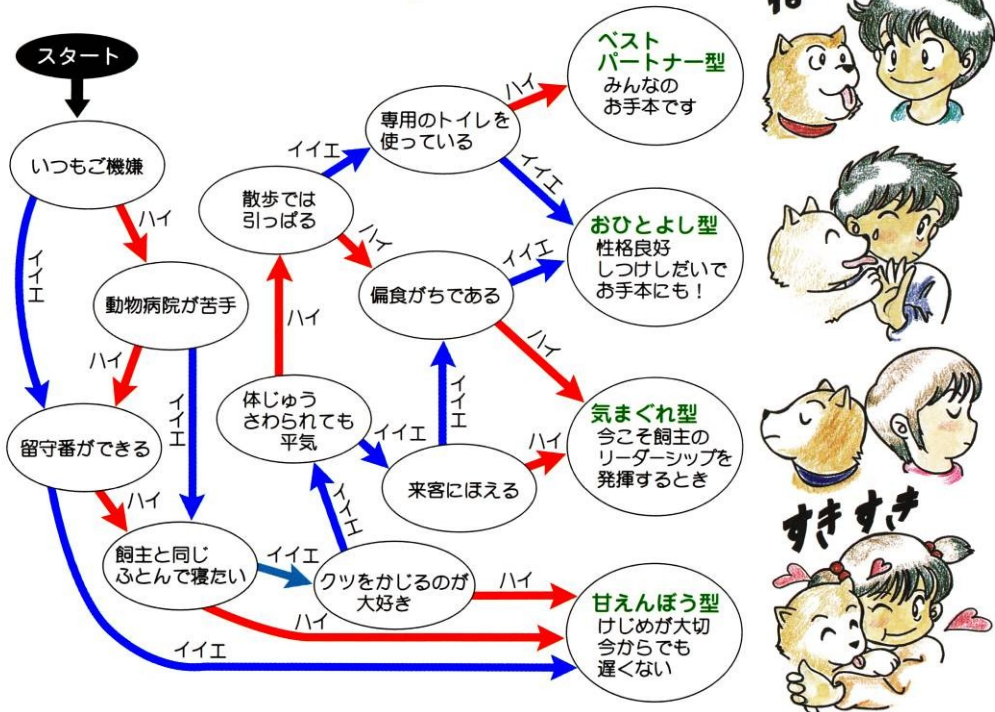
また、周囲に迷惑をかけないための心くばりと、飼犬の習性・性格を理解して、飼犬を心身ともに健康に保つことが大切です。

犬の習性

- ・リーダーのもとに群れを作って暮らす。
- ・警戒心が強く、なわばりを守る。
- ・逃げるものを追いかけて、つかまえようとする。
- ・遠ぼえをする。
- ・においや音に敏感。

あなたの飼犬はどんなタイプ？

下の質問に「ハイ」なら  の方向にすすんでください。
「イイエ」なら  の方向にすすんでください。

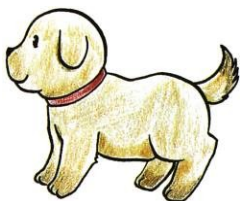


(2) 登録と狂犬病予防注射 (狂犬病予防法)

生後 91 日以上の子犬には、登録と毎年 1 回(4月～6月)の狂犬病予防注射が義務づけられています。

登録の証明となる**鑑札**と、予防注射済の証明となる**注射済票**は、**必ず犬の首輪などにつけてください。**

① 生後 91 日以上の子犬は…



② 狂犬病予防注射



動物病院で狂犬病予防注射をすると、**狂犬病予防注射済証**という証明書が交付されます。この証明書を保健所へお持ちください。

④ 登録完了



鑑札と注射済票は首輪などに着けてください。
門標は家の見やすい所に貼ってください。

③ 保健所で手続き



鑑札と注射済票、
門標が交付されます。

登録は生涯 1 回
注射は毎年 1 回

- ★狂犬病予防注射は、動物病院または狂犬病予防集合注射会場で受けることができます。
- ★登録した犬が死亡したり、所在地・所有者等の変更があった場合は必ず犬の所在地の保健所に届出をしてください。
- ★身体障害者補助犬など身体障害程度が 1 級～3 級の人々の日常生活補助に役立っている犬については、犬の登録申請手数料・注射済票交付手数料が免除されます。

狂犬病とは

狂犬病は、人や犬など哺乳類に脳炎をおこす感染症です。

狂犬病の動物にかまれることで感染し、発病するとほぼ100%死にいたる恐ろしい病気です。**唯一の予防法**は、ワクチンの予防接種で発症を未然に防ぐことです。

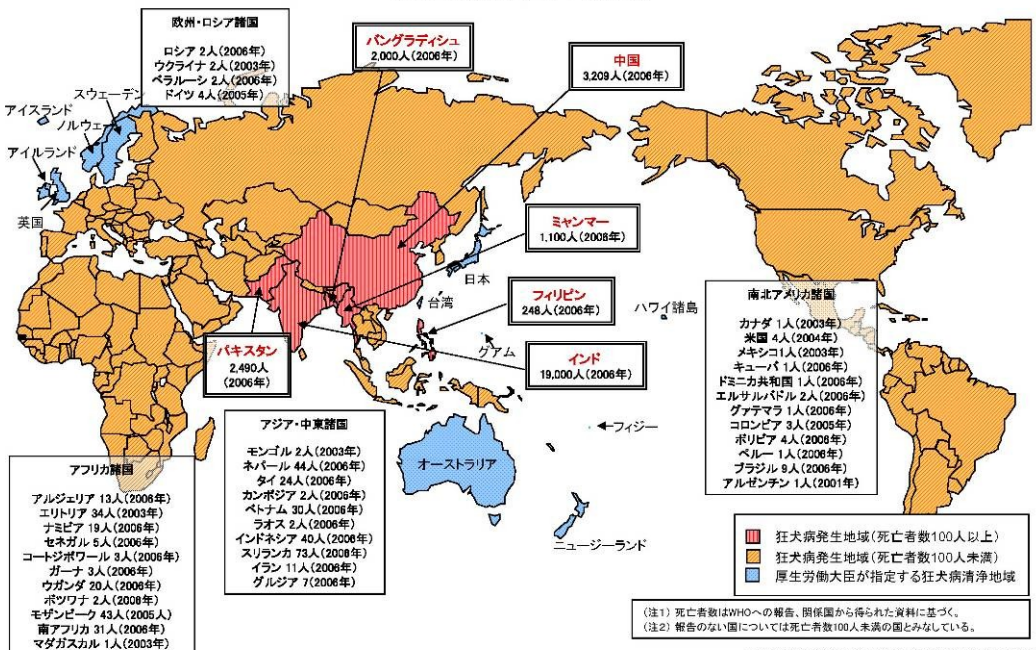
日本では無くなった病気ですが、昭和32年までは、日本でもこの病気が発生しており、病気の犬にかまれて亡くなった方も大勢いました。

アジア、アメリカ、ヨーロッパ、アフリカ地域の多くの国で、犬や家畜、そして野生動物に発生しており、感染動物に咬まれた人のうち、年間約5万5千人が命を落としています。

最近では、平成18年に2名の方が海外で狂犬病に感染し、日本で亡くなられています。

動物の輸入検疫とあわせて、飼犬に狂犬病予防注射を実施することで、万が一狂犬病が国内に入ってきててもまん延しないようにすることが大切です。

狂犬病の発生状況



ワンポイント

狂犬病は全ての哺乳類に感染しますが、まん延の原因となる動物は限られており、アジア地域等、狂犬病の流行国では、犬が主なまん延源となっています。

従って、飼犬に狂犬病の予防注射を接種することで犬でのまん延が予防され、**人への被害を防ぐことができ**、日本でも万が一狂犬病が侵入した場合に備えて、飼犬への狂犬病予防注射を義務づけています。

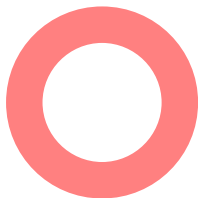
犬を飼う人の義務ですので、毎年1回、必ず飼犬に狂犬病の予防注射を受けさせましょう。

狂犬病発生！？

ワクチン打たなきゃ！！



今年も打っておこうね



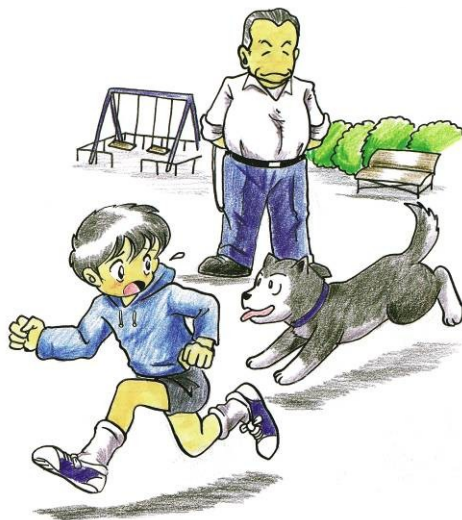
周囲の人が、登録と狂犬病予防注射を受けさせている犬であることがすぐわかるように、必ず鑑札と注射済票を首輪などに着けておきましょう。

(3) つないで飼う (名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例)

犬を放し飼いすると次のような事態を引き起こす原因になることがあり、犬にとっても危険です。

犬は、人の生命、身体又は財産に害を加えることのないように、常に鎖やひもでつなぐか、柵・ケージの中で飼いましょう。

- ① 交通事故にあう
- ② 迷子になる
- ③ 人や動物にかみついてケガをさせる



ワンポイント

飼主にとってはおとなしい犬でも、他の人は怖いと思うことがあります。刺激の多い屋外では、人や他の動物にかみつくこともありますので、必ずつないで散歩してください。

犬の放し飼いをした場合、名古屋市動物の愛護及び管理に関する条例により、罰金に処せられることがあります。

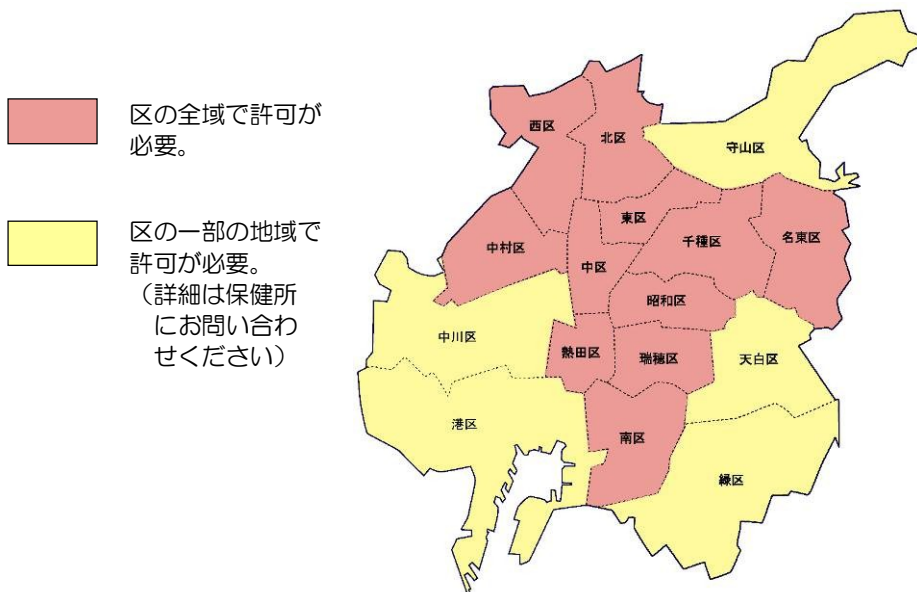
(4) 動物の飼養収容の許可 (化製場等に関する法律)

多数の動物飼育による周辺環境の悪化を防ぐため、これらの施設の設置についての規制が定められています。

名古屋市では、次の地域において犬を **10 頭以上飼育する施設**は、保健所で許可を受ける必要があります。

許可を受けるには、施設の基準を満たしていることが必要です。
基準の詳細は、施設のある区の保健所にお問い合わせください。

許可の必要な地域



(5) 動物取扱業の登録 (動物の愛護及び管理に関する法律)

飼犬に子犬を産ませ、ペットショップに売ったり、自身でインターネットなどで販売を行う場合は、動物取扱業の登録が必要な場合があります。

年間 2 頭以上又は 2 回以上の子犬を販売する場合は、事前にお住まいの区の保健所にご相談ください。